

平成25年9月定例会 経済委員会（事前）

平成25年9月19日（木）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

森田委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時37分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料①）

- 新規申請のあった事件について
- 終結した事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

森本労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんけれども、この際、3点御報告させていただきたいと思っております。

お手元の報告資料1ページをお願いいたします。

まず、「1 新規申請のあった事件について」でございます。調整事件が1件ございます。A事件でございますけれども、この事件につきましては、B労働組合から、C会社を相手方といたしまして、平成25年8月20日にあっせん申請のあったものでございます。

申請内容は、社長あてのメールを無断で閲覧したことなどを理由とする組合役員ら3名に対する解雇処分が重すぎるとして、解雇の撤回を求めたものでございます。この件につきましては、続いて御説明させていただきます。

次に、「2 終結した事件について」でございますけれども、3件ございます。まず、調整事件のA事件でございますけれども、先程申し上げました新規申請のあった事件でございます。平成25年9月3日にあっせんを実施いたしております。

あっせんにおきましては、不正な手段でメールを閲覧したという事実が確認されます一方、解雇理由についての十分な説明がなく、また、弁明の機会も与えられていないということが明らかとなっております。

そこで、会社側に対し、解雇処分について再度組合と協議することを提案いたしまして、応じていただくよう説得いたしましたけれども、受け入れられず、やむなくあっせんを打ち切ったものでございます。

続きまして、報告資料2ページをお願いします。

不当労働行為事件のD事件でございますが、この事件は、E労働組合ほか1名から、F

会社を相手方といたしまして、平成24年5月21日に申立のあったものでございます。

申立の内容といたしましては、会社に勤務する組合員が起こした交通事故に対する会社の処分、また、その処分を巡る団体交渉における会社の対応が不当労働行為に該当するとしていたしまして、不利益取扱の撤回と賃金相当額の支払い、また、誠実な団体交渉の実施などを求めたものでございます。

この事件につきましては、申立以降、争点の明確化のための調査を3回、証人尋問などの証拠調べを行う審問を2回行いました。その後、6回にわたる公益委員会議での合議の結果、本件は不当労働行為に該当せず、申立を棄却するとの結論に至り、去る7月4日に事件は終結いたしました。

次に、争議行為予告違反被疑事件のG事件でございます。事件の概要を申し上げますと、去る5月18日、労働関係調整法第8条に定めます公益事業でございます一般廃棄物処理業を営むI会社の本社、他事業所において争議行為が発生いたしました。

公益事業におきまして、争議行為をするには、争議行為をする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び都道府県知事に予告通知を行うことが、労働関係調整法第37条に定められております。

I会社の従業員らで組織いたしますH労働組合からの争議予告通知は、予告期間の10日を満たしておらず、同条違反の疑いがあることから、去る5月23日に審査を開始いたしまして、6月24日に組合から争議行為についての事実確認を行うため、調査を実施いたしました。

その後、公益委員による合議の結果、H労働組合が行っている本件争議行為は、労働関係調整法第37条所定の予告義務に違反していることが認められたことから、再び、予告義務違反を繰り返さないよう注意するとの結論に至りまして、組合に対し7月5日付け文書でその旨通告をいたしたところでございます。

報告資料の3ページをお願いします。

労働者個人と使用者との紛争、いわゆる個別的労使紛争解決サービスの平成25年4月から8月までの運用状況でございます。

相談件数は全部で89件で、このうち、あっせん申請件数は12件でございました。あっせん申請12件のうち、11件が8月31日までに終結いたしております。これら11件の終結状況といたしましては、解決に至りましたものが6件、打切りとなったものが5件となっております。この打切り5件の内訳でございますけれども、相手方当事者があっせんそのものに応じない不応諾が4件、あっせんを実施したものの合意に至らなかった不調が1件となっております。その結果、現在、1件が係属中となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

森田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連す

る質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしく
お願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

西沢委員

この係属中というのは、どんな事件ですか。

河野調整課長

係属中になっている事件でございますが、これにつきましては、8月に申請がありまし
て、9月に入りまして第1回のあっせんを行った事件でございます。

内容につきましては、造園会社に勤めております職員が解雇されたことに対しまして、
労働者のほうから解雇の撤回を求めまして、労働委員会にあっせんを求めるものでござい
ます。現在、第1回目目のあっせんを開きまして、10月に第2回のあっせんに向けての準備
を進めているところでございます。

西沢委員

解雇の理由は、何なんですか。

河野調整課長

解雇の理由につきましては、その職員が業務の遂行に当たり、会社社長の意に反しまし
て、不誠実な行為を行ったということで解雇になったものでございます。これにつきまし
ては、労働者側はそういう事実はないと。それに対しまして、会社のほうは、そういうこ
とがあったと、両者の意見が真っ向から対立しておりまして、あっせん委員が間に入りま
して、今、あっせん調整を行っているところでございます。

森田委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。（10時45分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、
企業名等の実名を記号化して標記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業
名等は実名のまま標記しております。